

## 第38号議案

### 島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 島根県障害者施策推進協議会条例（昭和46年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第2条 島根県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 島根県障がい者施策審議会条例

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に、「島根県障害者施策推進協議会（以下「協議会」）」を「同条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県障がい者施策審議会（以下「審議会」）」に改める。

第2条から第6条までの規定中「協議会」を「審議会」に改める。

第7条中「協議会」を「審議会」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。